

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月10日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	豊島区
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.toshima.lg.jp/002/tetsuzuki/mynumber/1704100903.html

執行機関名 豊島区長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第47号)別表第1 第18の項 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱(平成19年9月3日子ども家庭部長決定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱 第1条 この要綱は、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とし、私立幼稚園等に就園する幼児(以下、「園児」という。)の保護者に対して補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。ただし、「子ども・子育て支援法(法律第65号)」に定められた特定教育・保育施設に該当する施設は対象から除く。
⑦独自利用事務の関連規範		豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱